

誰もが安心して暮らせるまちへ

問い合わせ 人権・市民生活課 ☎9136

犯罪被害には遭わないことが第一ですが、誰にでも起こりうる問題です。犯罪被害に遭われた人やその家族の心に寄り添い、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を目指して、「廿日市市犯罪被害者等支援条例」を制定し、4月1日に施行しました。市は条例に基づき、犯罪被害に遭われた人の支援に取り組みます。犯罪による事件・事故の被害に遭ったことが原因で日常生活などに困っているときは、抱え込まないで、人権・市民生活課へ相談してください。

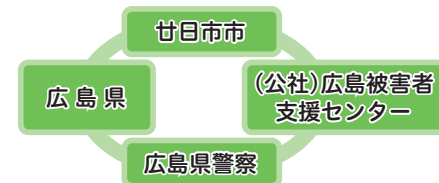
廿日市市犯罪被害者等支援条例の基本理念

- 1 市は、犯罪被害者等の個人としての尊厳を尊重して支援を行います。
- 2 市は、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて必要な支援を適切に行います。
- 3 市は、犯罪被害者等が再び平穏な生活が営めるように、必要な支援を途切れることなく行います。
- 4 市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携・協力しながら支援を進めます。

市の責務	犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定、実施します。
市民等の責務	犯罪被害者等が置かれている状況・支援の必要性の理解を深め、二次的被害や地域社会での孤立への配慮、犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めます。
事業者の責務	二次的被害への配慮、犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めます。

主な支援内容

- ① 見舞金支給
犯罪被害者等に対して見舞金を支給します。
 - ・遺族見舞金30万円
 - ・傷害見舞金10万円
- ② 日常生活の支援
犯罪被害により家事、介護、保育など日常生活が困難になった被害者の日常生活を支援します。
 - ・家事や介護に関するサービス利用料の一部を助成
 - ・家事1時間2500円、介護1時間3900円（合わせて80時間を上限とする）
 - ・一時預かり事業の利用料の一部を助成
 - ・子ども1人につき、1日20000円（14日を上限とする）
- ③ 居住の安定に向けた支援
犯罪被害により現住居に居住することが困難になった場合に、転居費用などを助成します。
 - ・転居費用助成
 - ・1件につき、上限20万円
 - ・市営住宅への一時入居など
- 対象者 4月1日（火）以降に発生した犯罪により死亡した人の遺族または重傷病（1ヵ月以上の療養が必要な負傷や疾病）を負った人
- 条件 被害届が警察に提出され、受理された犯罪被害であること
- ※支援内容ごとに、その他要件があります



住宅用防犯対策

補助金の交付

人権・市民生活課 ☎9147

市民の防犯意識の向上を図り、安全で安心なまちづくりを推進するため、住宅用防犯対策設備を新たに設置した人に補助金を交付します。

補助金額 次の防犯対策設備の購入などに要した金額の2分の1（上限1万円）

- ① 屋外防犯カメラ
- ② モニター付きインターホン（録画機能があるもの）
- ③ 屋外人感センサーストライト
- ④ 防犯フィルム
- ⑤ 防犯ガラス
- ⑥ 防犯性の高い錠または補助錠
- ⑦ 防犯砂利

申請資格 市に住民票があり、自身が居住する住宅（賃貸住宅などを除く）で、4月1日（火）以降に防犯対策設備を購入および設置した人

※申請は、住宅1棟および1世帯につき1回まで

申請方法 必要書類を持って市役所1階人権・市民生活課または各支所地域づくり係まで直接。

※予算額に達した場合は、受け付けを締め切ります

○事件解決のご協力

我が家の場合、事件が解決するまで約16年の年月がかかりました。未解決事件で、一番嫌なことは事件の風化です。皆さんには、解決するまで事件に関心を持っていたいただいたことにも感謝するばかりです。

経験してほしくないこと

裁判所の法廷内

裁判所の法廷内では、加害者と被害者家族が同じ空間で同じ空気を吸います。加害者の罪が大きいほど、一緒に居たくないですから、皆さんには絶対に経験してほしくないです。

最後に

最も重要なことは、被害者や被害者家族にならないことです。

犯罪被害などに遭い、支援が必要になった場合は、条例に頼ることも必要ですが、そもそも犯罪被害者などの当事者にならないよう、条例とは無関係な人でいてください。

皆さんがこれからの将来、つらく悲しい想いで過ごすより、笑って過ごす人生を歩むことができるよう願っています。

犯罪被害者家族の想い

市では「廿日市市犯罪被害者等支援条例」が4月1日に施行されました。突然、犯罪被害に遭遇した被害者や被害者家族には、大変心強く頼りになる条例だと感じています。

犯罪被害はさまざまで、遭わないことが一番重要ですが、もしも遭ったときには少しでも平穏な生活を取り戻すために、条例による支援を活用してください。

条例があることを知らないことも問題となりますから、一人でも多くの人が知ることができるよう、市には、条例の周知に関して、力を入れて取り組んでいただくようお願いします。私自身の想いをお伝えすることで、

犯罪被害に遭わないために大切なことと、被害者家族の想いを少しでも皆さんに理解していただければ幸いです。

重要であること

まずは、被害者にならないために、特に重要であると考え次の6点を皆さんにはぜひ実行していただきたいと思っています。

①家の戸締まり

必ず鍵をする癖をつけてください。ごみ出しなどの短い時間でも不審者の侵入を防ぐことが重要です。

②地域でのあいさつ運動

見知らぬ人に対してのあいさつも重要です。不審者は顔を見られることを極端に嫌うため、目を見て、あいさつをすることで犯罪を発生させる確率が低くなると考えます。

③学校への通学路

小学校では、安全マップ作りで通学路のどこに危険な場所があるのかを子どもたちに教えていると思います。しかし、学校任せにしないで、できれば保護者として一緒に歩いて確認することが大切だと考えます。

④距離の確保
知らない人から声をかけられたときには、相手に捕まることがない距離の確保が重要です。

相手との距離が近いと感じた場合は、「離れる」という動作をしてください。

⑤スマートフォンの使用

不審者の行動や考え方は不明です。周りに気を配り、不審者などを見かけたら、すぐに110番通報をするなど、危険を回避するために活用してください。

⑥夜の一人歩き

遠回りでも明るい道を歩き、周囲の音にも敏感に反応ができるように、音楽を聴きながら歩くのはやめたほうがよいと考えます。

自分の経験から被害者や被害者家族が、元通りの生活に戻りたいと考えても全ての面で戻ることは無理です。そのような中でも、皆さんに対して大きく感謝している2つのことと、皆さんに絶対に経験してほしくないことをお伝えします。

感謝していること

○変わらぬ接し方

今までどおり生活ができるのは、地域の皆さんが被害に遭う前と変わらずに接してくださっているお陰です。そのようにしていただけなかった場合、同じ場所に住み続ける生活は無理だったと思うので感謝するばかりです。